

特集

災害対策の抜本的な改善を図る

豪雨災害対策 緊急アクションプラン

国土交通省は、2004年12月10日、「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を策定した。この緊急アクションプランは、社会資本整備審議会河川分科会に設置された「豪雨災害対策総合政策委員会」の緊急提言を受け策定されたもので、豪雨災害対策につき緊急に対応すべき施策について、具体的な期限や数値目標等を盛り込んでいる。

梅雨期の集中豪雨や度重なる台風の上陸により、全国各地で激甚な水害、土砂災害及び高潮災害が数多く発生した。これら一連の深刻な豪雨災害の様相は、自然的状況、社会的状況の変化による新たな災害対策の課題を明らかにした。

これらの課題に的確に対応し、自然災害に対して安全で安心な社会の形成を図る必要から、これまでの災害対策を抜本的に改善するため、国土交通省は同省の社会資本整備審議会河川分科会に豪雨災害対策総合

政策委員会を設置した。委員会では、改善すべき内容につき審議を進められているが、中でも特に緊急に対応すべき事項として、①送り手情報から受け手情報への災害情報の提供の充実、②ハザードマップの全国的緊急配備など平常時からの防災情報の共有の徹底、③堤防やダムなどの防災施設の機能の維持向上、④地域の防災対応力の再構築等を挙げ、12月2日に「総合的な豪雨災害対策についての緊急提言」としてまとめている。

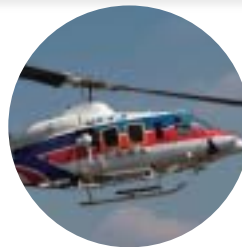
国土交通省ではこの提言を受け、各種施策について期限や数値目標を設け、緊急的かつ強力にその具体化を図るものとし、12月10日に「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を策定した。関係機関と密接な連携を図りつつ、速やかに制度の創設や法的措置の検討など必要な措置を講ずるものとしている。

右図は、「豪雨災害対策緊急アクションプラン」の抜粋である。



▲全国各地でハザードマップが作成されている

〔出典／北海道平取町HP、岩手県花泉町HP、埼玉県栗橋町HP、静岡県富士市HP、愛知県七宝町HP、福岡県飯塚市HP〕



〔写真提供／関東地方整備局企画部・利根川ダム統合管理事務所〕

豪雨災害対策緊急アクションプラン(抜粋)

●送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実

中小河川等における洪水予測等の高精度化

- ・5年間で一級水系の主要な中小河川約900河川で短時間での洪水予測情報を提供するシステム整備

受け手の判断・行動に役立つ河川等情報の提供

- ・氾濫域での浸水状況の情報提供
(3年間で全ての一級水系の一部区間で試行)

受け手に情報が確実に伝わるための体制整備

- ・ダム放流警報スピーカー等を、市町村に開放
(本年度にガイドライン作成 H17年度から開放、地方整備局等で試行)

●平常時からの防災情報の共有の徹底

浸水想定区域等の区域指定の拡大

- ・主要な中小河川での浸水想定区域の指定・公表の義務化について水防法の改正を検討(5年間で約1900河川について指定・公表)
- ・都道府県の調査経費に対する助成としてH17年度予算で制度要求中
- ・土砂災害警戒区域の指定を緊急に全国展開
(5年間で約6000箇所を指定)

ハザードマップの全国的緊急配備

- ・主要な中小河川にかかる洪水ハザードマップの作成・公表の義務化について水防法の改正を検討(5年間で、約2300市町村)
- ・市町村の調査経費に対する助成としてH17年度予算で制度要求中
- ・土砂災害ハザードマップの作成・公表
(5年間で約6000箇所での作成・公表)

水害等に適合した避難場所の総点検への支援

- ・水害等に適合した避難場所の総点検と全面的見直し
(H17年度から、市町村が行う見直しを支援)

●迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上

防災施設の整備状況の調査・評価・公表

- ・H17年度から実施

堤防の質的強化

- ・5年間で直轄河川は全ての堤防の詳細点検を完了
- ・中小河川の主要な区間については堤防現況図(カルテ)を作成

防災機能を一層向上させるための既存施設の有効活用

- ・H17年度から、直轄・水機構のすべてのダムについて速やかに事前放流等について検討し、その結果に基づき、操作規則の変更も含めて随時実施

●地域の防災対応力の再構築

災害時要援護者への対応

- ・関係省庁と連携し、H16年度中にガイドライン作成

水防活動等の体制強化

- ・水防法の改正を検討

地下空間における避難誘導体制の構築

●河川管理者の防災体制の総点検と改善

- ・国 : H16年中に結果とりまとめ
- ・地方 : H17出水期までに結果とりまとめ